

平成28年7月

太田市外三町広域清掃組合議会臨時会

会 議 録

太田市外三町広域清掃組合



## 平成28年7月太田市外三町広域清掃組合議会臨時会会議録

平成28年 7月 6日（水曜日）

### 1. 出席議員

1番	高橋 えみ	議員	2番	渡辺 謙一郎	議員
3番	町田 正行	議員	4番	高橋 美博	議員
5番	大川 陽一	議員	6番	木村 康夫	議員
7番	原 義裕	議員	8番	田部井 健二	議員
9番	須田 敏彦	議員	10番	宮永 万里子	議員
11番	金井 茂夫	議員	12番	襟川 仁志	議員

### 2. 説明のために出席した者

管理者	清水 聖義	副管理者	村山 俊明
副管理者	金子 正一	副管理者	高橋 純一
会計管理者	中里 敏雄		
局長	田中 洋史		

### 3. 事務局出席者

議会事務局長	石川 秀之	課長補佐	田島 幸一
総務課長	長谷川 幸浩	係長代理	大澤 浩隆
課長補佐	白石 昌巳	主任	武内 一也
主任	岡部 智康		

議 事 日 程（第 1 号の 1）  
平成 2 8 年 7 月 6 日 午後 3 時 1 6 分開議  
太田市外三町広域清掃組合議会副議長 金井茂夫

会議に付した事件及び順序

第 1 議長の選挙

議 事 日 程（第 1 号の 2）

平成 2 8 年 7 月 6 日 午後 3 時 2 5 分開議

太田市外三町広域清掃組合議会議長 木村康夫

会議に付した事件及び順序

第 1 議席の指定

第 2 会期の決定

第 3 会議録署名議員の指名

第 4 議案第 6 号 太田市外三町広域清掃組合監査委員選任の同意について

第 5 議案第 7 号 太田市外三町広域清掃組合職員の降給に関する条例の制定について

第 6 議案第 8 号 太田市外三町広域清掃組合職員の退職管理に関する条例の制定について

**○議会事務局長（石川秀之）** 只今から本会議を開くわけでございますが、議長、空席のため、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第106条の規定により副議長が議長の職務を行うことになっておりますので、金井副議長宜しくお願い申し上げます。

## ◎開 会

午後3時16分開会

**○副議長（金井茂夫）** 只今ご紹介いただきました金井でございます。

**○副議長（金井茂夫）** 地方自治法第106条の規定により議長の職務を行います。何とぞ協力の程、宜しくお願い申し上げます。

**○副議長（金井茂夫）** 只今から平成28年7月太田市外三町広域清掃組合議会臨時会を開会致します。

## ◎開 議

**○副議長（金井茂夫）** これより本日の会議を開きます。

## ◎議員辞職の件について

**○副議長（金井茂夫）** 議事に入る前に議員辞職の件についてご報告致します。去る5月2日、石倉稔議員、市川隆康議員、正田恭子議員、岩崎喜久雄議員、高橋えみ議員より辞職願いが提出され、太田市外三町広域清掃組合議会会議規則第70条第2項の規定により、これが許可されましたのでご報告致します。

## ◎日程の報告

**○副議長（金井茂夫）** 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布申し上げたとおりであります。その順序により会議を進めたいと思っておりますのでご了承願います。

## ◎議 長 の 選 挙

○副議長（金井茂夫） 日程第1、議長の選挙の件を議題と致します。

○副議長（金井茂夫） 去る5月2日、大川議長より組合議会会議規則第69条第1項の規定により辞職願いが提出されました。お諮り致します。大川議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」）の声

○副議長（金井茂夫） ご異議なしと認めます。

よって大川議長の辞職を許可することに決定致しました。

○副議長（金井茂夫） これより議長の選挙を行います。お諮り致します。選挙の方法につきましては地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」）の声

○副議長（金井茂夫） ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推選によることに決定致しました。

お諮り致します。

指名の方法につきましては、副議長において指名することに致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」）の声

○副議長（金井茂夫） ご異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定致しました。

議長に木村康夫議員を指名致します。

お諮り致します。

只今、副議長において指名致しました木村康夫議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」）の声

○副議長（金井茂夫） ご異議なしと認めます。

よって、只今指名致しました木村康夫議員が議長に当選されました。

### ◎当 選 の 告 知

○副議長（金井茂夫） 只今、議長に当選されました木村康夫議員が議場におられますので、本席から組合議会会議規則第31条第2項の規定により告知を致します。

## ◎新議長就任あいさつ

○副議長（金井茂夫） 只今議長に当選されました木村康夫議員からご挨拶があります。

○議長（木村康夫） 議長就任に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

只今、本会議におきまして議員各位の温かいご支援により、太田市外三町広域清掃組合議会の議長の重責を担うこととなりました。

本組合の議会運営、公正な議会活動において実績を残されました議長の後任として受け継ぐことになりましたが、職務の重大さを実感しておるところであります。先輩議員たちが築き上げた功績を汚すことなく職務を全うする所存でございます。

ご案内のとおりリサイクルプラザがリサイクルの情報発信拠点となるよう、また新炉建設に向けた進捗状況等も確認しながら、最善の努力を尽くして参りたいと考えておりますので、今後とも皆様方のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、就任の挨拶と致します。

## ◎議 長 交 代

○副議長（金井茂夫） 以上をもちまして、議長の職務を終了させていただきます。

○副議長（金井茂夫） 木村議長、議長席へお願い致します。

（副議長、議長席から退席。新議長着席）

○議長（木村康夫） それでは只今から議長の職を努めさせていただきます。

## ◎休 憩

午後 3 時 2 4 分休憩

○議長（木村康夫） 議事日程作成のため暫時休憩致します。

## ◎再 会

午後 3 時 2 5 分再開

○議長（木村康夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布申し上げたとおりであります。その順序により会議を進めたいと思いますのでご了承願います。日程に入ります。

### ◎議席の指定

○議長（木村康夫） 日程第 1、これより議席の指定を行います。

議席は組合議会会議規則第 3 条第 2 項の規定により、議長において指定致します。

議員の氏名と議席の番号を石川局長から朗読させます。

○議会事務局長（石川秀之） それでは朗読致します。1 番、高橋えみ議員、2 番、渡辺謙一郎議員、3 番、町田正行議員、4 番、高橋美博議員、5 番、大川陽一議員、6 番、木村康夫議員、9 番、須田敏彦議員、12 番、襟川仁志議員、以上でございます。

○議長（木村康夫） 只今、朗読したとおり議席を指定致します。

○議会事務局長（石川秀之） 大変恐れ入りますが、お手元の席札の議席番号に掛けてございます白紙をお取り願います。

### ◎会期の決定

○議長（木村康夫） 次に、日程第 2、会期の決定を議題と致します。今、臨時会の会期は、本日 1 日と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（木村康夫） ご異議なしと認めます。

よって会期は本日 1 日と決定致しました。

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（木村康夫） 次に、日程第 3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、組合議会会議規則第 6 1 条の規定により、議長において 1

2番、襟川仁志議員、1番、高橋えみ議員を指名致します。

### ◎議案上程

「議案第6号 太田市外三町広域清掃組合監査委員選任の同意について」

○議長（木村康夫） 次に日程第4、議案第6号を議題と致します。

### ◎除 斥

○議長（木村康夫） 地方自治法第117条の規定により襟川仁志議員の退席を求めます。

（襟川仁志議員退席）

### ◎提案理由の説明

○議長（木村康夫） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

（清水管理者挙手）

○議長（木村康夫） 清水管理者。

○組合管理者（清水聖義） 議案第6号 太田市外三町広域清掃組合監査委員選任の同意につきまして提案理由の説明を申し上げます。議案書の1ページでございます。本組合監査委員につきましては、組合規約の規定に基づき、組合議員の中から選任されております福田正司氏が平成28年3月30日、任期満了となりました。その後任として人格、識見ともに優れ、経験豊かな襟川仁志氏を選任致したいと存じますので、地方自治法の規定により議会の皆様のご同意を得たく、ご提案申し上げる次第でございます。なお、襟川仁志氏につきましては、住所は千代田町大字木崎346番地で、生年月日は昭和38年2月16日生まれの53歳でございます。以上議案第6号についてご説明申し上げましたが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木村康夫） これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村康夫） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

### ◎討 論（終局）

○議長（木村康夫） これより討論に入ります。  
討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村康夫） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

### ◎採 決

○議長（木村康夫） これより採決を行います。  
本案を原案のとおり、同意することに賛成の方は、挙手願います。  
（ 挙 手 全 員 ）

○議長（木村康夫） 挙手全員。よって本案は原案のとおり同意されました。

### ◎除斥の解除

○議長（木村康夫） 襟川仁志議員の入場を許します。  
（襟川仁志議員入場）

### ◎議 案 上 程

「議案第7号 太田市外三町広域清掃組合職員の降給に関する条例の制定について」

○議長（木村康夫） 次に日程第5、議案第7号を議題と致します。

### ◎提案理由の説明

○議長（木村康夫） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

（田中局長挙手）

○議長（木村康夫） 田中局長。

○組合局長（田中洋史） 議案第7号 太田市外三町広域清掃組合職員の降給に関する条例の制定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。議案書の2ページをご覧くださいと思います。本案につきましては、地方公務員法の一部改正によりまして、職員を降任させ、又は免職することができる場合の要件や手続きの明確化が図られたところであり、当組合においても職員の降給について必要な事項を定めるものでございます。

内容と致しましては、第1条につきましてはこの条例の趣旨を定めるものであり、第2条につきましては、太田市職員の降給に関する条例を準用するものでございます。

なお、附則につきましては、この条例の施行日を平成28年8月1日とするものでございます。

以上、議案第7号についてご説明申し上げましたが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木村康夫） これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村康夫） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

### ◎ 討 論（終局）

○議長（木村康夫） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村康夫） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

### ◎ 採 決

○議長（木村康夫） これより採決を行います。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（木村康夫） 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

### ◎議案上程

「議案第8号 太田市外三町広域清掃組合職員の退職管理に関する条例の一部改正について」

○議長（木村康夫） 次に日程第6、議案第8号を議題と致します。

### ◎提案理由の説明

○議長（木村康夫） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

（田中局長挙手）

○議長（木村康夫） 田中局長。

○組合局長（田中洋史） 議案第8号 太田市外三町広域清掃組合職員の退職管理に関する条例の制定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。議案書の3ページをご覧くださいと思います。本案につきましては、地方公務員法の一部改正により、職員の退職管理に関する規定が新設されたことに伴い、退職管理の適正を確保するために必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

内容と致しましては、第1条につきましてはこの条例の趣旨を定めるものであり、第2条につきましては、太田市職員の退職管理に関する条例を準用するものでございます。

なお、附則と致しまして、この条例は平成28年8月1日から施行するものでございます。

以上、議案第8号についてご説明申し上げましたが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木村康夫） これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村康夫） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

**◎ 討 論 (終局)**

○議長（木村康夫） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村康夫） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

**◎ 採 決**

○議長（木村康夫） これより採決致します。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

○議長（木村康夫） 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

**◎ 閉 会**

○議長（木村康夫） 以上をもちまして、今、臨時会の議事全てを終了致しましたので、これをもって閉会と致します。大変ありがとうございました。

午後 3 時 3 3 分閉会

地方自治法第123条第2項及び太田市外三町広域清掃組合議会会議規則第6  
1条の規定により、ここに署名する。

太田市外三町広域清掃組合議会議長

木 村 康 夫

太田市外三町広域清掃組合議会副議長

金 井 茂 夫

太田市外三町広域清掃組合議会議員

襟 川 仁 志

太田市外三町広域清掃組合議会議員

高 橋 え み